

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 東京都千代田区神田練堀町85番地
JEBL秋葉原スクエア
事業者名 首都圏新都市鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 良

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	現在のところ計画はありません。(全車両基準適合済)	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ホームから車両への乗降	・入社1年目の駅務員を対象に、スロープを利用して車両に乗車される方への介助教育を実施する。	計画の通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・人員配置の工夫	・秋葉原駅・新御徒町駅・北千住駅・六町駅・八潮駅・三郷中央駅・南流山駅に於いては、朝ラッシュ時の利用が多く旅客支援に対応できるように要因拡充の為、警備員・アルバイトを採用するとともに、運用や配置を検討し、ホーム監視、巡回、旅客誘導を強化、併せて駅務員による車椅子ご利用の旅客等のご案内を実施する。	アルバイト社員募集の為、学校などに出向き要員を確保し、ご案内を実施している。
・サービス介助士取得者の配置	・駅業務に従事する者のサービス介助士資格取得率は、2022年度末時点で約 82.5%。新型コロナウイルス感染症の影響による講習会の縮小、受講方法の変更等があり、新規取得者の養成も減少したが、徐々に戻りつつある。2023 年度以降も引き続き駅係員、乗務員の取得率の向上を図ると共に、有資格者及び資格をまだ取得出来ていない係員に対しても日頃からの教育を継続するなど、知識・技能を備えた職員によって、安定した高品質なご案内を提供する。	駅業務に従事する者は2023年度末約 94.2%取得。乗務員に関しても61%が取得。
・他社(局)線との連携	・他社（局）線との接続駅（秋葉原駅・新御徒町駅・北千住駅・南流山駅・流山おおたかの森駅・守谷駅）に於いては、車椅子ご利用旅客や目の不自由な旅客等が乗換えの際に駅務員が専用インターホン（テレスピ）を介して連絡をとり、相互に情報共有を図り、乗換先改札までご案内し、職員の対面引継ぎを実施している。	引き続き、相互に情報共有を図り介助が必要なお客様等に安心して利用頂けるように協力している。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・多言語化の推進	・既存車両の車内表示器についても従来の表示器から多言語表示機能（4か国語）を備えたフルカラーLCD表示器に順次更新。（2023年度）	2023年度で対象車両の85%が更新完了。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・サービス介助士の資格取得支援	・サービス介助士の資格取得支援及び更新（取得費用は会社で負担）を引き続き実施する。	駅務に従事する者は2023年度末で94.2%取得。乗務員に関しても61%が取得。
・定例教育、研修の実施	・新入社員研修および年間訓練計画に基づく各職場での定例教育、本社主催の研修による教育を実施する。	計画の通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・広報活動 ・啓発活動	・ホームページ「安心・快適」への取り組みページを掲載。 ・認識や理解を広げるため、利用円滑化ポスターを掲示。	計画の通り実施済み。

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

計画通りの実施済み。

（３）報告書の公表方法

弊社のホームページに掲載

（４）その他

特になし

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	41 編成 246 (両)	41 編成 246 (両)	41 編成	0 編成	0 編成	41 編成	0 編成
(合計)	41 編成 246 (両)	41 編成 246 (両)	41 編成	0 編成	0 編成	41 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。